

令和4年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和4年1月21日 午前 9時00分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、令和4年第1回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>これより、令和4年第1回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、5番木村議員、6番石川議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会により協議されておりますとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。</p>
々	<p>お諮りいたします。</p> <p>本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、そのように「決定」いたしました。</p>

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。
番外野坂町長。

番外
野坂町長

おはようございます。本日、令和4年第1回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえご出席を賜り、誠にありがとうございます。

年頭から、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が、全国的に猛威を振るう中、本日より、政府による「まん延防止等重点措置」の適用地域が、16都県に拡大され、さらに島根県を含んだ10都府県への適用が検討されております。

町によります3回目のワクチン接種につきましては、医療従事者向けを終える2月7日から、高齢者施設の入所者等向けに、2月21日からは、一般の高齢者の方々から順次、加藤病院による個別接種の手法で円滑に進めてまいります。また、このたび提案します補正予算により、町民の皆様の暮らしを守り、事業者を支えてまいります。

町としましては、現在、最終の詰めを行っております国からの臨時交付金を財源とした、更なる対策により、国や県・医療機関と一層緊密に連携して、感染拡大を防止するとともに、疲弊した地域経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

また、全員協議会におきましては、令和4年度の当初予算編成に向けまして、各課から出されました予算要求の内、新規・主要事業につきましてや「第6次総合計画」における重点プロジェクトの一つとして掲げております「医療・介護・福祉サービスの強化」の実現を推し進めるために、取りまとめました基本プランなどにつきまして、ご協議させていただき予定としております。それぞれに対しまして、皆様からいただきますご意見・ご提案を反映し、令和4年度の当初予算を固めてまいりたいと存じます。

本日、ご提案申し上げます案件は、補正予算案件1件と、その他案件1件でございます。議員の皆様には、慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

お諮りいたします。

この際、日程第4「議案第1号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第9号）」から、日程第5「議案第2号、川本町過疎地域持続的発展計画の策定について」までを一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありません

議 長

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」いたしました。

々

執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。

それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

々

日程第4、「議案第1号」について説明を求めます。

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

「議案第1号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第9号)」について説明いたします。今回の補正予算は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73,508千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ5,026,403千円です。補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連と災害避難所対応であります。

内容につきまして、資料11ページをご覧ください。

歳出につきましては、3款、民生費では、住民税非課税世帯に対する給付金及び生活困窮者に対する支援金、計67,603千円。6款、農林水産業費では、稲作農家へ米価下落に対しての支援金3,421千円。10款、教育費では、避難所対応として小中学校体育館への多目的トイレ整備に伴う設計費2,484千円となっています。

歳入では、14款、国庫支出金は、歳出で計上した民生費・農林水産業費の給付金事業の財源となる補助金及び交付金が、計71,024千円となっております。18款、繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金から84千円の繰入を計上しております。21款、町債では、小中学校体育館の多目的トイレ整備の設計費に充てる緊急防災・減災事業債2,400千円を計上しております。

次のページをご覧ください。

上段には、先ほど説明いたしました地方債の補正を計上しておりまして、補正後の令和3年度の起債の限度額は、871,564千円となっております。下段には、補正後の基金の状況を上げておりまして、年度末の基金残高は、総額で2,146,550千円と見込んでおります。

次のページ以降は、今回の補正事業についての資料となっておりますので、

番外湯浅総
務財政課長

こちらで事業内容について説明をいたします。

はじめに、住民税非課税世帯（等）に対する臨時特別給付金給付事業についてです。これは、国の令和3年度補正予算のコロナ対策関連のうち、生活・暮らしへの支援を行うものです。対象者は、同一世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯及び感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税世帯と同等の収入となった世帯です。給付額は、それぞれ世帯あたり10万円となっております。補正予算額は67,133千円で、歳入は全額、国庫補助となっております。歳出は、給付金及び事務費等となっております。

次のページをお願いいたします。

生活困窮者自立支援金給付事業についてです。こちら、国の補正予算のコロナ対策、生活・暮らしへの支援を行うものであります。対象者は、感染症の影響で生活維持が困難となっている世帯で、社会福祉協議会が窓口となり貸付を行う緊急小口資金等の特例貸付が終わっている世帯等であります。その場合に、就労による自立を図ることや、生活保護の受給につなげるために、最長3ヶ月支援金を給付いたします。給付額につきましては、概要欄に記載のとおりであります。補正予算額は470千円で、歳入は全額、国庫補助。歳出は、支援金及び事務費等となっております。

次に、米価下落緊急対策給付金事業についてです。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外食産業の低迷など米価が下落している状況にあるため、今回の緊急的な支援により農家の生産意欲や農地維持を図るものであります。給付金の概要は、主食用米を販売している農家の生産面積に対して、10aあたり3,000円を給付するものです。補正予算額は3,421千円で、歳入は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てます。

次のページをお願いいたします。

川本町立学校避難所多目的トイレ整備事業についてです。川本小学校及び川本中学校は、災害避難時には地域の住民が、又、川本中学校につきましては、すこやかセンターの閉鎖予定に伴い、介護・高齢者施設からの避難が想定されています。そのため、トイレなどの高齢者への配慮が必要なため、今回の改修を計画するものです。改修概要につきましては、小学校は体育館のアリーナフロアへの多目的トイレ設置。中学校体育館へは、入口付近に多目的トイレ設置やスロープなどバリアフリー化を行うものであります。なお、今回その工事について設計を行うものであります。補正組成予算額は2,484千円で、歳入には緊急防災・減災事業債を充てます。支出の設計業務委託料につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

次に、日程第5「議案第2号」について説明を求めます。
番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

「議案第2号、川本町過疎地域持続的発展計画の策定について」、説明いたします。本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

資料、最後のページをご覧ください。

12月議会全員協議会で本資料により、本計画策定の趣旨及び概要などを説明、併せて計画素案をお配りさせていただき、ご意見などを伺っておりました。12月全員協議会から重ねての説明となる部分もありますが、本法の趣旨は、人口減少等により活力が低下している地域について、総合的かつ計画的な対策を講ずるためとされており、本町においても過疎地域持続的発展計画を引き続き策定するものです。なお、この計画に基づき実施される事業の財源として、過疎債の発行が認められています。今回、記載が無かった事業や事業費に変更がある場合は、計画の一部変更により対応します。その流れについても、旧過疎法の計画と同じ流れとなります。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間です。計画の構成は、資料①の基本的な事項から⑫再生可能エネルギーの利用の促進まで、12項目で構成しています。この構成につきましては、同法で示された項目及び島根県の方針に準じた構成としており、昨年度策定した本町第6次総合計画及び起債計画書を基にした内容としています。

12月の説明時から大きな修正はございませんが、12月全員協議会で意見をいただきましたので参考とさせていただき、加筆させていただいております。加筆させていただいた場所ですけれども、計画の75ページをご覧ください。12.再生可能エネルギーの利用促進、(1)現状と問題点。この下から3行目、また以降について加筆させていただいております。社会情勢を意識し、脱炭素社会実現など、国の動きと協働していく方向性を追記させていただきました。その他の項目については変更はありません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第1号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第9号）」について、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 これより討論に入ります。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
 この採決は挙手により行います。

々 「議案第1号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第1号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、「議案第2号、川本町過疎地域持続的発展計画の策定について」、
 質疑を行います。質疑はありませんか。
 5番木村議員。

5番
木村議員 はい、とても立派なものをつくっていらっしゃるというふうには拝察しまし
 た。具体的にですね、様々ないろいろな検討事項とか、今から取り組むとか、
 各項目みんな具体性、特にこれからどのように展開するかというものがです
 ね、記載されてない。あくまで計画ですので。今後そのような考え方の所見
 を具体的にこういう今の計画の策定に基づいて、どのように進められるかと
 そういう所見を伺いたい。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長 本計画につきましては、説明でもさせていただきましたように過疎債、こ
 の対象事業を意識したものとしており、木村議員、言われるように大きな総
 体的な計画を書かせていただいております。質問のありました今後、具体的
 なものにつきましては、総合計画の重点プロジェクトでありますとか、それ
 ぞれアクションプラン等を今作っておりますので、そういったところで具体
 的にしながら進めていくという事になると思います。

議 長 他にありますか。
 (「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結をいたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。

々 「議案第2号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第2号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

々 これをもちまして、令和4年第1回川本町議会臨時会を閉会といたします。
(午前 9時20分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員